関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

検査料の点数の取扱いについて

標記について、別添のとおり地方厚生(支)局医療課長、都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部)長及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療 主管課(部)長あて通知したのでお知らせします。 地 方 厚 生 (支)局 医 療 課 長都道府県民生主管部(局)

国民健康保険主管課(部)長 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)長 - 殿

厚生労働省保険局医療課長 (公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官 (公印省略)

## 検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成24年3月5日保医発0305第1号)の一部を下記のとおり改正し、平成25年6月1日から適用しますので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添1第2章第3部第1節第1款D014中(20)を(21)とし、(19)の次に次のように加える。

- (20) 抗トリコスポロン・アサヒ抗体
  - ア 抗トリコスポロン・アサヒ抗体は、区分番号「D014」自己抗体検査の「2 5」抗アセチルコリンレセプター抗体の所定点数に準じて算定する。
  - イ 当該検査は、ELISA法により、夏型過敏性肺炎の鑑別診断を目的として 測定した場合に算定できる。なお、鑑別診断目的の対象患者は、厚生省特定 疾患びまん性肺疾患調査研究班による「過敏性肺炎の診断の手引と診断基準」 により、夏型過敏性肺炎が疑われる患者とする。

◎「診療報酬の筧定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成24年3月5日付け保医発0305第1号)

添1 医科診療報酬点数表に関する事項 2章 特掲診療料 第3部 検査 D014 自己抗体検査 (1)~(19) 略
2章 特掲診療料 第3部 検査 D014 自己抗体検査
第 3 部 検査 D 0 1 4 自己抗体検査
D014 自己抗体検査
$(1) \sim (10)$ RX
(20) 略